

近年の消費税法の試験では、法令をそのまま解答する問題だけでなく、法令の体系の理解度を問う問題や、具体的な事例を用いて具体的な判断を問う問題など出題形式も多様化しています。様々な出題形式に対応した受験対策を行う必要があり、試験の解答時間を考慮すると、効率的に得点をする必要があります。

また、消費税法は平成20年代前半から、毎年税制改正が続いている状況であり、試験においても最新の改正項目は頻繁に出題されているため、受験対策上最新の情報へのアップデートが必須となります。

そこで、消費税法の受験をされる方のために、理論問題対策の土台となる消費税法令の習得を目的として、本書を作成致しました。

本書は、消費税法令をベースとしながら、表現を最大限コンパクト化していますので、最小限のお時間で理論を暗記することができます、解答時間内に得点効率の高い答案を作成していただけます。

なお、本書は2026年11月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

本書を活用され、消費税法の合格を勝ち取られることをお祈りしております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能で一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとするので、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

【消費税法 理論サブノートの例】

CONTENTS		もくじ
〔 1 課税の対象 〕		
問題 1	1 課税の対象.....	10
問題 1	2 国内取引の判定.....	14
問題 1	3 非課税.....	18
問題 1	4 輸出免税等.....	20
問題 1	5 輸出品販売場における免税.....	22

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
- ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしてあります。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記することが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

【消費税法 理論サブノートの例】

課税の対象	
問題 1-1	課税の対象
[1] 国内取引 ★★	
(1) 課税の対象 (法4①)	
国内において事業者が行った <u>資産の譲渡等</u> (<u>特定資産の譲渡等を除く</u>)、及び <u>特定仕入れ</u> (<u>事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう</u>)には、 <u>消費税を課する</u> 。	
① 資産の譲渡等 (法2①ハ)	
_____行われる_____ <u>譲渡・貸付け及び役務の提供</u> (<u>代物分済</u> による_____。その他対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供に類する行為を_____。)をいう。	
(2) 国内取引の判定 (法4③④)	
次の_____が_____により行う。	
① 資産の譲渡・貸付け	
<u>譲渡・貸付けが行われる時</u> においてその <u>資産が所在していた場所</u>	

理解に欠かせない重要語句

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point. I

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、**赤字表記部分を中心に覚えて下さい。**
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、**タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習**をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に**理論全体を隠して暗唱**できるよう練習します。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で臨みましょう。
なお、条文番号については、暗記をする必要はありません。

【消費税法 理論サブノートの例】

課税の対象

問題 **1-1** 課税の対象

[1] 国内取引 ★★

(1) 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課する。

① 資産の譲渡等（法2①ハ）

事業として対価を払って資産の譲渡その他の行為を含む。）

(2) 国内取引の判定

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

STEP.1
重要語句を暗記
してみよう

タイトルから
内容を
思い出して
みよう

STEP.2

STEP.3
文章を隠して暗唱してみよう

1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ！

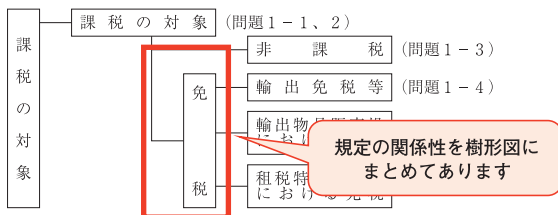
Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1 グループ内の位置関係が一目でわかる 理論体系表

【消費税法 理論サブノートの例】



（注）一部の科目には付属していません。

STEP.2 出題頻度や試験傾向が一目でわかる 出題分析表

【消費税法 理論サブノートの例】

内 容	回数	39～65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
	年度	1～27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
1-1 課税の対象		13回	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

表形式なのですぐに確認できて便利です

STEP.3 出題内容や文章表現が一目でわかる 過去試験問題

【消費税法 理論サブノートの例】

回 (年 度)	問 題
第75回 (7年)	問1 (35点) A社は、令和4年10月1日に設立され、クラウド上で顧客に電子データの保存場所を提供するサービスを行っている9月決算の外国法人（日本国内に支店等是有していない。）であり、令和6年11月1日から、日本国内に住所を有する者に対する当該サービスを開始した。 当該サービスは、事業者のほか、個人事業主等も利用している。A社のWEBサイトを通じて利用申請を行うことができる（以下「本件取引」という）。なお、本件取引は、

原文を崩さず掲載していますので文章の特徴を知ることができます。

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア



Point.4

凡例紹介

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 消費税法関係

- 「法」……………消費税法
- 「令」……………消費税法施行令
- 「規」……………消費税法施行規則
- 「基通」……………消費税法基本通達
- 「平成28年法附則」……………消費税法附則（平成28年）
- 「平成30年令附則」……………消費税法施行令附則（平成30年）

2. 租税特別措置法関係

- 「措法」……………租税特別措置法
- 「措令」……………租税特別措置法施行令

3. その他

- 「国通」……………国税通則法

〔 1 課 税 の 対 象 〕

問題 1-1	課税の対象	10
問題 1-2	国内取引の判定	14
問題 1-3	非 課 税	18
問題 1-4	輸出免税等	20
問題 1-5	輸出品販売場における免税	22

〔 2 納 税 義 務 者 〕

問題 2-1	納税義務者及び小規模事業者に係る納税義務の免除	24
問題 2-2	課税事業者の選択	26
問題 2-3	特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例	30
問題 2-4	相続があった場合の納税義務の免除の特例	32
問題 2-5	合併があった場合の納税義務の免除の特例	34
問題 2-6	分割等があった場合の納税義務の免除の特例（分割等）	36
問題 2-7	分割等があった場合の納税義務の免除の特例（吸収分割）	38
問題 2-8	新設法人の納税義務の免除の特例	40
問題 2-9	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	42
問題 2-10	高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例	44
問題 2-11	特定プラットフォーム事業者を介して行う 電気通信利用役務の提供に関する消費税法の適用	48

〔 3 資 産 の 譲 渡 等 の 時 期 の 特 例 〕

問題 3-1	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例	50
--------	----------------------	----

〔 4 課 税 期 間 〕

問題 4-1	課税期間	52
--------	------	----

〔 5 納 税 地 〕

問題 5-1 納 税 地	56
--------------	----

〔 6 課 税 標 準 及 び 税 率 〕

問題 6-1 課税標準	58
問題 6-2 税率・軽減対象課税資産の譲渡等の範囲等	60

〔 7 税 額 控 除 等 〕

問題 7-1 仕入れに係る消費税額の控除	62
問題 7-2 帳簿及び請求書等の保存要件	66
問題 7-3 課税売上割合の計算方法	70
問題 7-4 非課税資産の輸出等を行った場合の 仕入れに係る消費税額の控除の特例	72
問題 7-5 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の 仕入れに係る消費税額の控除の特例	74
問題 7-6 保税地域からの引取りに係る課税貨物につき 還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例	76
問題 7-7 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する 仕入れに係る消費税額の調整	78
問題 7-8 調整対象固定資産を転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整	80
問題 7-9 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の 仕入れに係る消費税額の調整	82
問題 7-10 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の 棚卸資産に係る消費税額の調整	84
問題 7-11 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例 (簡易課税制度)	86
問題 7-12 災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の 特例の届出に関する特例	92
問題 7-13 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	94
問題 7-14 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の 控除	96
問題 7-15 貸倒れに係る消費税額の控除及び加算	98

〔 8 申告等 〕

問題 8-1	課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告及び納付	100
問題 8-2	課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告及び納付・還付	104
問題 8-3	還付請求申告及び還付	108
問題 8-4	電子情報処理組織による申告の特例	110
問題 8-5	引取りに係る課税貨物についての申告及び納付	112
問題 8-6	更正の請求	114

〔 9 雑則・その他 〕

問題 9-1	納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出	116
問題 9-2	適格請求書発行事業者の登録等	118
問題 9-3	適格請求書発行事業者の義務等	120
問題 9-4	国・地方公共団体等に対する特例	124
問題 9-5	特定資産の譲渡等を行う事業者の義務	128
問題 9-6	価格の表示	130
問題 9-7	租税特別措置法における免税	132
問題 9-8	定 義	134
問題 9-9	適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置	136
問題 9-10	適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）	138

付 録

I	消費税法理論体系表	142
II	各ブロックのまとめ	145
III	理論問題出題分析表	147
IV	過去理論出題問題	149

問題 1-1

課税の対象

〔1〕 国内取引 ★★

(1) 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課する。

① 資産の譲渡等（法2①ハ）

事業として対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供に類する行為を含む。）をいう。

(2) 国内取引の判定（法4③④）

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

① 資産の譲渡・貸付け

譲渡・貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所

なお、船舶、特許権などの譲渡・貸付けである場合には、一定の場所

② 役務の提供（③を除く。）

役務の提供が行われた場所

なお、国際輸送、国際通信などの役務の提供である場合には、一定の場所

③ 電気通信利用役務の提供

役務の提供を受ける者の住所等

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

④ 特定仕入れ

特定仕入れを行った事業者が、その特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、②又は③に定める場所

ただし、次の場合には、この限りでない。

イ) 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。ロにおいて同じ。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。

ロ) 事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れのうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国外で行われたものとする。

(3) みなし譲渡（法4⑤）

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

- ① 個人事業者が事業用資産を家事のために消費使用した場合のその消費使用
- ② 法人が資産をその役員に贈与した場合のその贈与

〔2〕 輸入取引 ★★

(1) 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

(2) 引取りとみなす場合（法4⑥）

保税地域において外国貨物が消費使用された場合には、その消費使用した者がその時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、課税貨物の原材料として消費使用された場合その他一定の場合には、この限りでない。

〔3〕 用語の意義（法2①） ★★

(1) 国内

消費税法の施行地をいう。

(2) 事業者

個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。

(3) 国外事業者

所得税法に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法に規定する外国法人をいう。

(4) 特定資産の譲渡等

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

(5) 電気通信利用役務の提供

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）で、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

(6) 事業者向け電気通信利用役務の提供

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その性質又は取引条件等から役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

(7) 特定役務の提供

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く。）をいう。

(8) 外国貨物

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

(9) 課税貨物

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、非課税とされるもの以外のものをいう。

〔4〕 資産の譲渡等の範囲 （令2） ★

(1) 資産の譲渡等に類する行為

- ① 負担付き贈与による資産の譲渡
- ② 金銭以外の資産の出資
- ③ 特定受益証券発行信託、法人課税信託の委託者が金銭以外の資産を信託した場合におけるその資産の移転など
- ④ 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- ⑤ 日本放送協会が受信料を徴収して行う放送又は配信

(2) 収用による補償金の取得

土地収用法などの規定に基づいて所有権などを収用され、その権利取得者からその権利の消滅に係る補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

(3) 事業付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を含むものとする。

〔5〕 特定役務の提供の範囲 （令2の2） ★

演劇などの俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供とする。

なお、不特定多数の者に対して行うものを除く。

問題 1-2

国内取引の判定

〔1〕 資産の譲渡・貸付け ★★

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

(1) 原則（法4③一）

譲渡・貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所

(2) 一定の場所（令6①）

① 船舶

(イ) 登録のある船舶

登録機関の所在地（2以上の国で登録している場合には、いずれかの機関の所在地）

なお、一定の場合には、譲渡・貸付者の住所地

(ロ) 登録のない船舶

譲渡・貸付者の事務所等の所在地

② 航空機

(イ) 登録のある航空機

登録機関の所在地

(ロ) 登録のない航空機

譲渡・貸付者の事務所等の所在地

③ 鉱業権、漁業権など

鉱区、漁場などの所在地

④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権など

登録機関の所在地（2以上の国で登録している場合には、譲渡・貸付者の住所地）

⑤ 公共施設等運営権、漁港水面施設運営権

公共施設等、漁港の所在地

⑥ 著作権等

譲渡・貸付者の住所地

⑦ 営業権

事業を行う者の住所地

⑧ 有価証券（振替機関等が取り扱う有価証券等、ゴルフ場利用株式等を除く。）

有価証券が所在していた場所

⑨ 登録国債

登録機関の所在地

- ⑩ 振替機関等が取り扱う有価証券等（登録国債、ゴルフ場利用株式等を除く。）
振替機関等の所在地
複数の振替機関等で取り扱われる場合
- (イ) 振替業務が国内振替機関又は国内振替機関に係る口座管理機関で行われるもの
国内振替機関の所在地
- (ロ) (イ)以外のもの
外国の機関の所在地
- ⑪ 無券面の有価証券、合名会社等の社員の持分など（登録国債、振替機関等が取り扱う有価証券等を除く。）
有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所その他これに準ずるものの所在地
- ⑫ 金銭債権
債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
- ⑬ ゴルフ場利用株式等
ゴルフ場その他の施設の所在地
- ⑭ 上記以外の資産で所在場所が明らかでないもの
譲渡・貸付者の事務所等の所在地

〔２〕 役務の提供 ★★

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

(1) 原 則 ((3)を除く。) (法４③二)

役務の提供が行われた場所

(2) 一定の場所 (令６②)

① 国際輸送

出発地（発送地）又は到着地

② 国際通信

発信地又は受信地

③ 国際郵便、国際信書便

差出地又は配達地

④ 保険業務

保険業務を営む者の事務所等の所在地

⑤ 生産設備等の建設、製造に関し、専門的な知識を必要とする調査、企画、立案など

生産設備等の建設、製造に必要な資材の大部分が調達される場所

⑥ 上記以外の役務の提供で役務提供地が明らかでないもの

役務提供者の事務所等の所在地

(3) 電気通信利用役務の提供 (法４③三)

役務の提供を受ける者の住所等

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

〔３〕 特定仕入れ (法４④) ★★

特定仕入れを行った事業者が、その特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、〔２〕に定める場所が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、次の場合には、この限りでない。

(1) 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。(2)において同じ。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。

(2) 事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れのうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国外で行われたものとする。

〔４〕 利子を対価とする金銭の貸付けその他これに類するもの (令６③) ★★

その利子を対価とする金銭の貸付けその他これに類するものを行う者の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。